



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次	(取扱課室名)	ページ
○ 告示		
849 生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課)	1
850 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)	1
851 指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃)	2
852 〃	(〃)	2
853 〃	(〃)	2
854 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課)	2
855 〃	(〃)	3
856 〃	(〃)	3
857 保安林の指定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)	3
858 保安林の指定施業要件変更予定	(〃)	4
859 〃	(〃)	4
860 〃	(〃)	4
861 〃	(〃)	5
862 〃	(〃)	5
863 〃	(〃)	6
864 〃	(〃)	6
865 〃	(〃)	7
866 〃	(〃)	7

告 示

和歌山県告示第849号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊薬新 11-26	メイブル薬局	伊都郡かつらぎ町笠田東225-6	令和 8. 7. 31
御薬新 8-26	しらい薬局	御坊市湯川町財部521-7	令和 8. 8. 1

和歌山県告示第850号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の

規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011000 027	ニチイケアセン ター紀北	橋本市高野口町伏 原267-1	同行援護	株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神 田駿河台四丁目6番 地	令和 8. 8. 31

和歌山県告示第851号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 246	みんなでいこら	橋本市柏原104- 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	特定なし	株式会社みん なでいこら	橋本市柏原104- 1	令和 8. 9. 1

和歌山県告示第852号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 279	訪問介護ステー ション琴華	紀の川市貴志川 町西山33番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社ユア ベス	岩出市西国分73 2-25	令和 8. 9. 1

和歌山県告示第853号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010700 015	訪問介護Lino	東牟婁郡那智勝 浦町天満697-1	重度訪問介護	特定なし	株式会社Lino	東牟婁郡那智勝 浦町二河15-2	令和 8. 9. 1

和歌山県告示第854号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
アルゴ訪問看護ステーション	岩出市宮71-1 パストラルビル3-D号 室	株式会社紀州ライフコーディネー トサービス	令和 8. 9. 1

和歌山県告示第855号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
船橋クリニック	和歌山市岩橋316	船橋亮輔	令和 8. 10. 1

和歌山県告示第856号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
ファミリア訪問看護ステーシ ョン	和歌山市和歌浦南1-1-20	ファミリア合同会社	令和 8. 10. 1

和歌山県告示第857号

令和8年和歌山県告示第768号（以下「告示第768号」という。）で告示した保安林の指定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不分明である通知の相手方

竹内注助
大方茂美
新巳代治
松尾敬一郎
松尾太兵衛
松尾市松
新楠右エ門

- 2 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件
告示第768号のとおり

和歌山県告示第858号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第859号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第860号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第861号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第862号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第863号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第864号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第865号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第866号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）